

平成三十年三月二十三日受領
答弁第一五四号

内閣衆質一九六第一五四号

平成三十年三月二十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員山井和則君提出森友学園への国有地売却に係る財務省決裁文書の改ざん前の記述に関する質問
に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員山井和則君提出森友学園への国有地売却に係る財務省決裁文書の改ざん前の記述に関する
質問に対する答弁書

一から三までについて

お尋ねの「関わっていた」、「影響を与えた」及び「関与」の意味するところが必ずしも明らかではないが、国有財産の管理処分については、法令に基づき行っている。

なお、平成三十年三月十九日の参議院予算委員会において、安倍内閣総理大臣は「これまでも申し上げてきたとおり、私や妻がこの国有地払下げや学校の認可に、もちろん事務所も含め、一切関わっていないということは明確にさせていただきたい」と答弁している。